

消防職員の懲戒処分について

令和6年3月26日に消防職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

処分の内容

(1) 事案1 令和3年6月発生

所属	職名・階級	年齢	処分内容
中央消防署 (当時:秋津出張所)	消防主任主事 消防副士長	30歳	減給10分の1 1か月

内容: 「犯罪による収益の移転防止に関する法律違反(不起訴処分)」

氏名不詳者から金銭の融資を受ける約束で、職員本人名義のキャッシュカード及び暗証番号を記したメモをレターパックに同梱し、第3者に送付した。

(2) 事案2 令和5年7月11日(火) 午後14時30分頃発生

所属	職名・階級	年齢	処分内容
中央消防署 秋津出張所	副主査 消防司令補	43歳	減給10分の1 1か月

内容: 交通人身事故

被処分者は、自家用車で県道を走行中、信号機のない横断歩道内の歩行者1名に接触し、負傷させ、罰金刑を受けた。なお、負傷者は軽傷で入院とはならず既に社会復帰している。

【宮本泰介市長コメント】

消防職員が不祥事を起こし皆様の信頼を損ないましたことについて深くお詫び申し上げます。

職員には公務員として、公務外においても責任ある行動をとることが充実した市民サービスの礎であるということを、さらに周知徹底してまいります。

【廣瀬義嗣消防長コメント】

市民の生命と財産を守ることを本務とする消防職員が、法律を違反し、その職の信用を傷つけた行為については公務員としてふさわしくない非行であり重く受け止めております。

市民の信頼を損ね心からお詫び申し上げます。

再発防止に向け、公務内外での法令遵守を再徹底し、市民全体の奉仕者であることを自覚して消防行政の信頼回復に取り組んで参ります。

問合せ先

習志野市消防本部 消防総務課

電話: 047-452-1282